

11月は青少年健全育成強調月間

青少年を健全に育てる活動を実践しよう

現在の社会は、少子高齢化、核家族化、情報化による違法・有害な情報の氾濫、雇用形態の多様化、フリーターやニートの増加など、急速な社会情勢の変化により、青少年を取り巻く環境も大きく変化しています。

このような中で、青少年の非行、いじめ、不登校、ひきこもり、児童虐待や子どもが被害者となる事件等が相次ぎ、社会問題化しています。

青少年が新しい時代の担い手として、広い視野と人権尊重の意識を持ち、その個性や能力を最大限に発揮して、健やかにたくましく成長し、自立していけるような環境や条件をつくっていくため、家庭、学校、地域、職場などの地域社会全体で、積極的な行動を展開していく必要があります。

この時期にもう一度、青少年の健全育成について考え、具体的な活動を実践しましょう。



1 家庭での「しつけ」を大切にしましょう

「人にあいさつをする、ありがとう、いただきますなど感謝の気持ちを表しましょう。また、人に迷惑をかけないこと」がしつけの基本です。特に、低年齢の時に身に付けたことは、生涯忘れずにできるものです。

2 子どもの行動に関心を持ちましょう

子どもが、どんなことに興味・関心を持って、どんな友達と付き合っているかを知らなければ、適切な助言や会話はできません。

3 「声かけ運動」を推進しましょう

地域全体が青少年の成長に関心を持って、声かけを推進し、地域ぐるみで子どもたちの成長に関わっていくことが大切です。

4 毎月第3日曜日「家庭の日」を推進しましょう

家庭は、青少年が親や家族の強い影響を受け、基本的な生活習慣や社会における規範意識の基礎を身につけるなど人間形成



毎月第3日曜日は「家庭の日」

に大きな役割を担う場所です。「家庭の日」には、例えば、家族そろって食事をしたり、出かけた後、家族みんなが顔をそろえ、それぞれの「家庭の日」を過ごしなが、ふれあいを育みましょう。



親子で味わうそば教室の様子

困った時には

青少年育成センターへ

心のこと・身体のこと・家族のこと・「誰にも言えなかった」心配なこと・困っていることなど、ひとりで悩まず相談してください。

※相談内容の秘密は、厳守します。

相談日 毎週月・金曜日

時間 9時～17時

相談先 青少年育成センター

(日ノ出町/市民会館内) ☎(23)6566

11月は児童虐待防止推進月間

見すごすな 幼い子どもの SOS

(平成22年度 標語)

児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、心身の成長や人格の形成に悪影響を及ぼすものです。子どもを虐待から守るためには、子どもの立場が最優先されなければなりません。

◆身体的虐待 殴る、蹴る、熱湯をかける、タバコの火を押し付ける、など

◆心理的虐待 言葉による脅かし、無視、他のきょうだいと著しく差別する、夫婦間の暴力を子どもに見せる、など

◆ネグレクト(養育の怠慢・拒否) 食事を与えない、入浴させない、など

◆性的虐待 性的行為を強要する、など

◎ちょっとした「目配り」「気配り」で、子どもを虐待から救えます。子どもの不自然な傷・表情・行動や、保護者の不自然な言動に気付いてください。

◎相談(通告)は、虐待者の処罰のためではなく、問題を抱えている家庭を支援し、子どもを守るために行われるものです。

相談(通告)者の秘密は守られます。

◎子育てでお悩みがありましたら、ご相談ください。一緒に良い方法を考えましょう。



相談(通告)先

☎ 福祉サービス課

☎(21)2513

・県南児童相談所

☎(24)6121

児童虐待防止講演会

日時 11月24日(水)

14時～15時30分

場所 栃木保健福祉センター(今泉町2丁目)

講師 福田雅章氏(児童養護施設 養徳園園長)

費用 無料